

# 一般財団法人岩手県スキー連盟評議員選任規程

(目的)

第1条 一般財団法人岩手県スキー連盟定款第9条から第11条の規定に基づき、評議員の選任方法について定める。

(評議員の選出)

第2条 評議員は、別に定める「一般財団法人岩手県スキー連盟ブロック設置規程」に規定するブロックからの推薦に基づき、評議員会において選任する。

## 附則

この規程は、平成27年9月26日から施行する。